

浜 教 指  
令和2年3月3日

浜中町立小・中学校 保護者 様

浜中町教育委員会教育長 佐 藤 健 二

新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の更なる延長に  
ついて（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃より本町の教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業については、北海道知事及び北海道教育委員会の要請を受けて2月27日から3月4日までの1週間において取り組んでいるところですが、この度、内閣総理大臣から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校において3月2日以降、春休みまで臨時休業を行うよう要請がありました。この要請を受け、北海道教育委員会から臨時休業の延長を行うよう依頼があったところです。

浜中町といたしましても、何よりも子どもたちの健康、安全を第一に考え、集団による感染の拡大を防止し、徹底した対策を講じていく必要があるという観点から、臨時休業の延期を次のように行うことにいたしました。

保護者の皆様におかれましては、本趣旨をご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

1 臨時休業延長期間

令和2年（2020年）3月5日（木）～3月24日（火）

※既に実施している臨時休業について、学年末の休業日前日まで延長となります。なお、3月25日（水）より4月6日（月）までは学年末・学年始休業となっております。

2 その他

- ・臨時休業中の児童生徒の過ごし方につきましては、別紙資料をご覧ください。
- ・卒業式や分散登校を含む登校日の設定については、別途ご連絡いたします。
- ・本件に関わり、変更等が生じた場合は、その都度ご連絡いたします。
- ・その他、ご不明な点がございましたら、浜中町教育委員会指導室までお問い合わせください。

〔 浜中町教育委員会指導室  
TEL 0153-62-2249 〕

## 新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業中及び学年末・学年始めにかけての過ごし方

### 1 始業式までの過ごし方について

#### (1) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症対策では、通常の風邪や季節性インフルエンザ対策と同様、手洗いやマスクの着用を含む咳エチケットなどの実施が重要です。外出先から帰宅した際に、必ず手洗いをするなどの予防を行わせてください。

#### (2) 外出等について

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本方針において、「感染の流行を早期に収束させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要である」とされています。よって、児童生徒の皆さんは、基本的に自宅で過ごすことが原則となります。

特に、閉鎖空間や近距離で多くの人と会話する等の場所は、感染拡大のリスクがあるので、立ち入りを避けてください。

#### (3) インターネット上のトラブルの未然防止

長い休業期間中、家庭等において児童生徒が、スマートフォンなどインターネットを利用する時間が多くなるように注意してください。また、家庭におかれましては、スマートフォンなど情報端末機器の利用に関するルールを設け、児童生徒に厳守させ、トラブルの未然防止にも努めてください。

#### (4) 臨時休業中の家庭学習について

学校から提示された課題、今まで学習してきた内容の復習を計画表どおりに行わせてください。また、釧路教育局・浜中町のホームページに児童生徒の学習を支える学習資料等がアップされていますので、そちらも積極的に活用してください。

##### ◎ 釧路教育局ホームページアドレス

<http://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/krk/gakkyo.htm>

##### ◎ 浜中町ホームページアドレス

<https://www.townhamanaka.jp/index.html>

### 2 悩みの相談について

児童生徒の悩みや心の不安などについて、24時間無料で相談できる相談所が開設されております。

◎ 「子ども相談支援センター」（0120-3882-56）《24時間対応》